【表紙】

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月2日

【会社名】 ロイヤルホールディングス株式会社

【英訳名】 ROYAL HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒須 康宏

【本店の所在の場所】 福岡市博多区那珂三丁目28番5号

(上記は登記上の本店所在地であり、実質的な本社業務は下記「最寄

りの連絡場所」において行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都世田谷区桜新町一丁目34番6号

【電話番号】 03-5707-8800 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画担当 貴堂 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

ロイヤルホールディングス株式会社東京本部

(東京都世田谷区桜新町一丁目34番6号)

1【提出理由】

2021年3月26日開催の当社第72期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日 2021年3月26日
- (2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

- 1. 資本準備金および利益準備金の額の減少
 - (1)減少する資本準備金の額 7,500,000,000円
 - (2)減少する利益準備金の額 1,531,843,511円
 - (3)資本準備金および利益準備金の額の減少が効力を生ずる日 2021年 3 月26日
- 2.剰余金の処分
 - (1)減少する剰余金の項目およびその額 その他資本剰余金 9,612,666,126円
 - (2)増加する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 9,612,666,126円
 - (3)剰余金の処分が効力を生ずる日 2021年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案「第三者割当による普通株式、新株予約権および種類株式発行の件」によるA種優先株式およびB種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式およびB種優先株式に関する規定を新設するものであります。

第3号議案 第三者割当による普通株式、新株予約権および種類株式発行の件

2021年2月15日開催の取締役会決議に基づき、双日株式会社に対して、第三者割当により普通株式および第1回新株予約権を発行し、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社福岡銀行および株式会社西日本シティ銀行に対して、第三者割当によりA種優先株式およびB種優先株式を発行することについてご承認いただくものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、菊地唯夫、黒須康宏、木村公篤、貴堂聡、橋本哲也、山口幸一及び村井宏人の7氏を選任するものであります(なお、山口幸一及び村井宏人の選任の効力は、2021年3月31日をもって生じるものといたします)。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)	
第1号議案	220,277	1,958	0	(注) 1	可決	97.81
第2号議案	219,680	2,565	0	(注) 2	可決	97.54
第3号議案	219,241	3,004	0	(注) 1	可決	97.35
第4号議案				(注) 3		
菊地唯夫	206,450	15,794	1		可決	91.67
黒須康宏	206,955	15,289	1		可決	91.89
木村公篤	211,924	10,320	1		可決	94.10
貴堂 聡	211,878	10,366	1		可決	94.08
橋本哲也	219,798	2,446	1		可決	97.60
山口幸一	192,125	30,119	1		可決	85.31
村井宏人	192,141	30,103	1		可決	85.31

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上